

## 平成 27 年度第 11 回中郷区地域協議会次第

日 時:平成 28 年 1 月 20 日(水)18 時 30 分～

場 所:中郷区総合事務所 第 4 会議室

### 1 開 会

### 2 報 告

#### (1) 諮問除外事項について

- ・農村公園の指定管理者制度の廃止について …資料 1

### 3 協 議

#### (1) 地域活動支援事業の採択方針等について …資料 2-1～2-2

#### (2) 地域協議会活動報告会の開催について …資料 3

#### (3) 自主審議事項について …資料なし

### 4 その他

#### (1) 地域協議会委員の改選について …資料なし

### 5 閉 会

資料No.1
第11回地域協議会
H28. 1. 20

平成28年市議会3月定例会向け 諮問除外事項報告表 (②公の施設の指定管理者制度の廃止)

	諮問除外事項名 (諮問した場合の案件名)	諮問除外事項の内容 (諮問した場合の諮問内容・理由)	対象 協議会名	施設所在地	実施日 (変更する日)	現状 (現指定管理者名)	担当課等
1	片貝農村公園の管理運営方法の変更について	片貝農村公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	中郷区	中郷区片貝73番地1	平成28年4月1日	片貝町内会	農林水産整備課
2	市屋農村公園の管理運営方法の変更について	市屋農村公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	中郷区	中郷区市屋164番地1	平成28年4月1日	市屋町内会	農林水産整備課
3	稲荷山農村公園の管理運営方法の変更について	稲荷山農村公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	中郷区	中郷区稲荷山924番地	平成28年4月1日	稲荷山町内会	農林水産整備課
4	二本木農村公園の管理運営方法の変更について	二本木農村公園の管理については指定管理者制度を導入しているが、平成28年3月の指定管理期間の満了に当たり管理運営方法を見直し、市の直営による管理とする。	中郷区	中郷区二本木1227番地	平成28年4月1日	二本木町内会	農林水産整備課

(案)

平成 28 年 月 日

## 上越市地域活動支援事業 平成 28 年度実施分 【中郷区】 共通審査基準に適應させた採点及び採択基準について

### ■趣旨

この基準は、基本審査及び中郷区採択方針との整合について審査を経て、採択対象となり得る案件について、下記のとおり共通審査基準に適應させた採点を行う。このために必要な事項を定めるものとする。

記

### ■補助率等

補助率は 10 / 10 以内とする。ただし、採択対象となり得る各案件の補助金希望額の累計が、中郷区配分額を上回っている場合は、採否等に関して別途協議する。

### ■配点

配点は次のとおりとする。

#### 《共通審査基準に適應させた配点》

審査項目	配点の基準	配点の考え方
①公益性	5 点	〈配点の目安〉 5 点…優れている 4 点…やや優れている 3 点…普通 2 点…やや不十分 1 点…不十分 0 点…評価に値しない
②必要性	5 点	
③実現性	5 点	
④参加性	5 点	
⑤発展性	10 点	
計	30 点	10 点… } 優れている 9 点… } 8 点… } やや優れている 7 点… } 6 点… } 普通 5 点… } 4 点… } やや不十分 3 点… } 2 点… } 不十分 1 点… } 0 点… } 評価に値しない

### ■採点方法及び採択基準

- ① 別紙「採点票」により、個人採点を行う。
- ② 採点する案件に関係する委員であっても、採点は行える。
- ③ 採点は、配点の目安を基に整数で行う。
- ④ 各人の採点内容は、案件別に、審査項目毎の平均値を算出し、その平均値の合計を各

案件の総点数とする。

- ⑤ 各案件は総点数順に上位から順位を付し、これを採択等優先順位とする。
- ⑥ 総点数が ~~10.00~~ 点を超える案件を採択することとする。ただし、各案件の補助金希望額又は内定しようとする補助金額の累計が、中郷区配分額を上回っている場合は、採択等優先順位を基に上位から配分額に達するまでの案件を採択するなど、協議し内定するものとする。
- ⑦ 総点数が ~~10.00~~ 点以下の案件は、不採択とする。

#### ■その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、地域協議会が定める。

全世帯配布

(案)

[上越市域活動支援事業 平成28年度実施分 募集要項]

中郷版

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

# 私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんの発意により実施する事業について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成28年度で実施を予定する事業について、以下のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。

## ■募集期間

**平成28年4月1日(金)から4月25日(月)まで(必着)**

※ 地域自治区により異なる場合があります。募集期間は異なります。

## ■対象事業等

事業区分	内容	事業を提案できる方
④助成事業	・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付します。	・団体等 ※5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等を除く）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・市の全域で実施する共通の行政サービスに上乗せすることやその他サービスの提供を市に求める事業（市が行うソフト事業）
- ・事務事業の総ざらいで廃止になった事業及び市の各種整備計画の評価の対象となる事業

## ■応募方法

- ・ 所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**とあわせ、中郷区総合事務所総務・地域振興グループに**持参**してください。

### 《ポイント！》

- ・ 「助成事業」について、補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、中郷区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、各総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■助成事業の支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために**直接必要な経費を補助**します。

### 《ポイント！》

- ・ 助成事業を行う上で要する経費のうち、**次に掲げる経費は補助の対象外となります。**
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成 29 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、中郷区総合事務所総務・地域振興グループに実績報告書を提出してください。

## ■助成事業の補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、**地域自治区ごとに定めます。**
- ・ 中郷区の補助率 ~~（10/10 以内）~~ や補助金額の上限・下限などの条件については、~~中郷区総合事務所にお問い合わせください。~~  
~~←上限・下限は次ページの「採択方針」をご覧ください。→~~

### 《中郷区の予算（配分額） 5,600 千円》

### 《ポイント！》

- ・ 助成事業の補助金の額は 1,000 円単位とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設けます。
- ・ 審査は次ページの視点をもとに行います。

## (1) 中郷区の採択方針

- ・ 「採択方針」とは、中郷区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。この方針との整合を確認します。中郷区の採択方針は、以下の枠内のとおりです。

天恵に浴する豊かな自然や太古縄文時代から先人がこの舞台で培った歴史と文化を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、町内会やコミュニティ組織、各種団体等が自主的・主体的に取り組む次に掲げる事業を採択します。

### 1 基本的な観点

- ◎自治の実効性を高めようとするもの
- ◎公共的な目的を果たすために、協働性があるもの

### 2 優先する分野

- ◎未来を担う人づくりに関する分野  
(生涯学習の推進、文化・スポーツ活動の振興、若者の地域づくりへの参画、男女協働参画社会の実現など)
- ◎支え合う福祉に関する分野  
(喜びを分かち合える子育て活動、健康を促す活動、高齢者の見守り・張り合い・やりがい・生きがい活動など)
- ◎生活を育む産業に関する分野  
(魅力ある生活を実現する農林業等の振興、商業や観光振興、地域資源を活用した特産品の開発など)
- ◎四季の自然との共生に関する分野  
(克雪コミュニティ育成、環境美化や自然環境の保全など)
- ◎地域力を高めるコミュニティネットワークに関する分野  
(地域間・異世代間・異種間等の交流、ご近所付き合いの推進、生活交通ネットワークなど)
- ◎各分野を横断する相乗効果のはたらく事業

### 3 その他の事業

その他の事業については、審査基準と照らし合わせ、提案内容を精査し採択します。  
なお、防犯灯のLED化事業は対象外とします。

### 4 補助率及び補助金

- 公共性のある多くの提案がされるよう、次のとおり補助率、補助限度額を設定します。
- ・補助率 10/10 以内。
  - ・補助金 下限 1万円 上限 概ね100万円

### 5 事業の募集について

1次募集で配分額に達しない場合は、追加募集を行うことと~~する~~します。

## (2) 基本審査・共通審査基準 … すべての地域自治体の審査で共通するものです。

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は下記の審査項目と視点により審査を行います。

### 《共通審査基準の5項目と各視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか

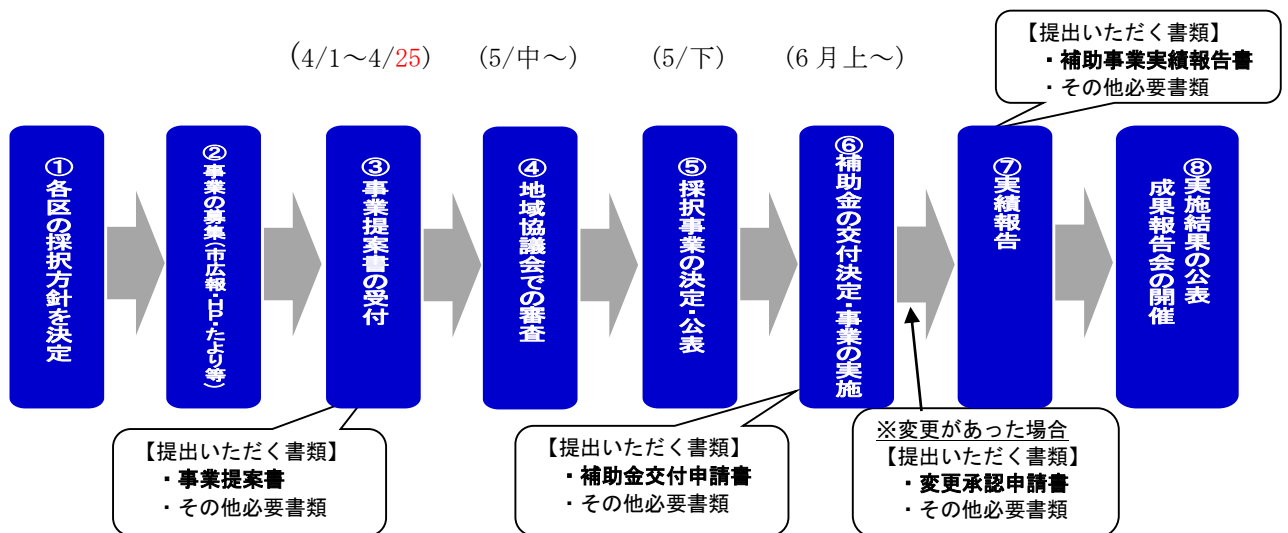
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達規模や時期に無理はないか</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取組の視点はあるか</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

《ポイント！》

・地域協議会の審査では、「基本審査」及び「中郷区の採択方針」との整合性、「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。また、その事業が広く地域に還元され、将来的には補助金を必要とせず、自主的に財源の確保ができるような事業の提案をお待ちしております。中郷区の審査に当たっての基本的な考え方は、中郷区総合事務所にご確認ください。

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、助成事業で応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



■中郷区での事業提案は、こちらまでご相談、ご応募ください！

中郷区総合事務所 1階 総務・地域振興グループ

(電話 0255-74-2411)

この事業に関心をお持ちの皆さん（町内会、団体、グループなど）のところに、説明に伺います。ご希望の際は、お気軽にお声がけください。（全体説明会は予定しておりません。ご了承ください。）

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



上 越 市  
自治・市民環境部 自治・地域振興課 (電話 025-526-5111 内線 1429)



**(案)**

## 平成27年度 中郷区地域協議会活動報告会

日 時：平成28年2月21日(日) 午後1時30分～

場 所：はーとぴあ中郷 研修室

- 1 開 会
- 2 あいさつ (3分)
- 3 報 告 (30分)
  - (1) 地域協議会の活動報告 (30分)
    - ① 地域協議会の役割
    - ② 活動の内容
  - (2) 平成27年度地域活動支援事業の事例発表 (15分)  
※発表時間 10分・質問時間 5分  
  
・みんなの集う二本木駅の活用と憩いの場・地域力発信拠点整備事業  
(提案団体：中郷観光協会)
  - (3) 平成28年度地域活動支援事業について (5分)
- 4 勝馬投票券場外発売所立地関連地域振興基金廃止に対する意見交換 (30分)
- 5 地域協議会委員改選に伴う公募について (5分)
- 6 閉 会

※カッコ内の時間は、それぞれの所要予定時間。全体で約1時間30分の予定